

平良地域の為に活動する団体に補助金を交付します。

「地域を元気にしたい！」

という熱意がある団体の活動を支援します。
熱意とアイデアのある事業の応募をお待ちしています。



■対象者 平良地域で活動する団体

【応募要件】

- 1、構成員が5名以上の団体であること
- 2、当該年度内に完了する事業であること
- 3、国、地方公共団体等の補助金等の交付を受けない事業であること
- 4、政治活動、宗教活動および営利活動を目的とする事業でないこと
- 5、代表者は納税の義務を果たしていること
- 6、団体の規則、会則などがあること

■補助額 1 団体につき50万円まで

■受付期間 5月20日(月)～6月20日(木)9時～17時まで

■申請書の配布及び提出先

市役所1階 地域振興課 窓口 ※市HPからもダウンロードできます。 ☎73-4905

地域振興課

自治会へ拠点施設(公民館など)の修繕整備費を補助します

■補助額 1 自治会につき上限100万円(補助率5分の4)

■受付期間 5月20日(月)～6月20日(木)9時から17時まで

■申請書の配布及び提出先

市役所1階 地域振興課 窓口 ※市HPからもダウンロードできます。

地域振興課 ☎73-4905



自治会へ拠点施設(公民館など)の備品整備を補助します

■対象団体 以下の全てを満たす団体

- 1、自治活動の拠点施設を管理運営する自治会であること
- 2、規則、会則などがあること
- 3、拠点施設を中心とした地域を活性化させる計画があること

■補助額 1 自治会につき上限100万円

■補助対象

拠点施設を有効活用するために必要な備品の購入経費。なお、施設の使用に欠かせないイス・テーブル・音響機器などが優先です。

■受付期間 5月20日(月)～6月20日(木)9時から17時まで

■申請書の配布及び提出先

市役所1階 地域振興課 窓口 ※市ホームページからもダウンロードできます。

地域振興課 ☎73-4905



2024
年度

就学援助申請

(準要保護児童生徒)

■申請締切

5月31日(金)

※土日祝祭日除く

■対象者

宮古島市に住所があり、市内の小中学校に通う児童生徒がいる世帯。
※世帯の所得などをもとに審査を行います。

【申請時における注意事項】

- ①収入の有無にかかわらず18歳以上の方全員の所得調査を行います。
所得の申告がまだの方は税務課で早急に申告してください。
- ②年度毎に申請が必要です。
- ③申請書は世帯で1枚です。小学生・中学生両方いる場合は小学校へ提出。
- ④当初受付期間に申請し、認定された場合は場合は4月1日付の認定となります。その後も随時受付けますが、6月以降の申請は申請月の翌月分からの支給となります。
- ⑤新入学児童生徒学用品費は4月1日付認定者のみ支給となります。

■申請場所

各学校

学校教育課 ☎72-3751(代)

■必要書類

- ①就学援助申請書(4月に各学校で配布)
- ②住民票謄本
(4月1日以降に発行したもの。続柄記載。)
- ③振込先が確認できる通帳のコピー
- ④各種年金等を受給している場合は、
受給金額が明記された証明書の写し
- ⑤令和6年1月1日現在宮古島市に住民票が
なかった方…令和6年度所得課税証明書
※申請書類提出後、6月30日までに提出



援助費目	対象学年	支給額	支給時期等
学用品費 (通学用品費を含む)	小	1年生	年額 11,420円
		2～6年生	年額 13,650円
	中	1年生	年額 22,320円
		2・3年生	年額 24,550円
新入学児童生徒学用品費	小	1年生	年額 40,600円
	中	1年生	年額 47,400円
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	小	5年生	実費(限度額 3,620円)
	中	1年生	実費(限度額 6,100円)
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	小	全学年	実費(限度額 1,570円)
	中	全学年	実費(限度額 2,270円)



5月5日～11日は 児童福祉週間

令和6年度標語「すきなこと どんどんふやして おおきなあれ」



毎年、5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定めて、こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種取り組みを展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知とこどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることを趣旨としております。